

紙推進協ニュース 2022年3月31日 №.110

紙製容器包装リサイクル推進協議会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館8階

TEL : 03-3501-6191 ホームページ : <http://www.kami-suisinkyo.org/>

FAX : 03-3501-0203 Eメール : p@kami-suisinkyo.org

本紙推進協ニュース №. 110 では、[I] 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会(容リ協会) 紙容器事業情報、[II] 2021年度第3回理事会報告(3/23)、「提言」改訂の承認、[III] 容リ関連動向、プラスチック資源循環促進法、についてお届けいたします。

[I] 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(容リ協会) 紙容器事業情報

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の2021年度再商品化見通し等報告会は、3月2日に開催されました。本報告会は4素材を総括し、Web併用にて行われました(資料1参照)。

<2021年度 再商品化見通し等報告会>の資料による紙容器事業に関する内容

1 2021年度 再商品化実績見通し

- ・市町村からの引き取り見込量は20,044トンとなりました(前年度実績20,274トン、前年度比(98.9%)。
- ・再商品化製品販売見込量は、製紙原料18,471トン(94.2%)、材料リサイクル154トン(0.8%)、固形燃料973トン(5.0%)、合計19,598トンとなり、前年度より187トン減少(前年度比99.1%)しました。
- ・コロナ禍において事業系古紙が減少し、新聞・雑誌の減少と併せて国内古紙回収量は減少しました。海外の段ボール原紙の需要が増大し輸出古紙価格が上昇したことから、輸出が活発となって国内在庫が逼迫し、製紙メーカーが古紙調達と生産調整に動きました。このような状況下で、紙製容器包装の販売量は順調に推移しています。2月～3月に関してもこの傾向は続くものと見られ、製紙原料向け、材料リサイクル向け、固形燃料化向けともに問題なく販売されると見込んでいます。

2 2021年度 紙製容器包装収支見込(余剰精算金見込)

<余剰精算金見込について>

2021年度は合理化拠出金は発生しなかったため、再商品化実施委託料金のみでの計算となり、

余剰精算見込額は、約2.05億円となり、

再商品化実施委託料金ベースの余剰金精算率は約34.5%となる見込

3 2022年度 落札結果

- ・市町村の申込量20,135トン(前年度比94.6%)となり前年度から1,145トン減少しました。
- ・入札参加事業者数は43社(前年度44社)と1社減少、市町村の申込数は145(前年度140)と、5増加しました。
- ・落札加重平均単価は-2,805円/トン(前年度16円/トン)となり前年度より2,821円/トン有償化が進みました。

うち：逆有償落札平均8,365円/トン(前年度9,543円/トン)

逆有償落札量5,770トン 全落札量の28.7% (前年度6,577トン 全落札量の30.9%)

うち：有償落札平均-7,292円/トン(前年度-4,246円/トン)

有償落札量14,365トン 全落札量の71.3% (前年度14,703トン 全落札量の69.1%)

- ・再商品化事業者への支払いは、逆有償引き取り量の減少により、48,266千円と昨年より減少する見込（前年度62,764千円）。
- ・有償入札による再商品化事業者からの容リ協への委託収入は約104,750千円と見込まれ、消費税控除後の金額が有償で落札した保管施設の市町村に拠出されます。

[II] 2021年度第3回理事会報告（3／23）、「提言」改訂の承認

新型コロナウィルス感染が終息しない状況を考慮し前回同様にWeb併用での開催となり、1. 2021年度の活動報告ならびに収支決算見込報告、2. 2022年度の活動計画ならびに収支予算案、3. 新会員募集／ご加入のお願いについて（継続）、4. 2020年度紙製容器包装のマテリアルフローの作成、5. 紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」の改訂＜第1号議案＞、6. 容リ制度見直しの関連動向について説明しました。

※来年度は役員改選の年ですが、引き続きの役員継続をお願いし、異動等が予定される方には、変更届の提出をお願いしました。

1 2021年度の活動経過ならびに収支決算見込報告

1-1. 自主行動計画2020フォローアップ報告（2020年度実績）

- 1) リデュースの推進：23.5%削減（2004年度比：紙・板紙使用量削減）
- 2) リサイクルの推進：回収率25.1%

1-2. 容器包装リサイクル制度見直しに向けた取り組み及び関連動向 ＜容リ法改正対策委員会＞

1) 自主行動計画2025（2021～2025年度：第4次自主行動計画）発表

・3R推進団体連絡会は、自主行動計画2020を振り返り、取り組み課題として3Rの推進や主体間連携に資する取り組みの一層の充実を図るべく第4次自主行動計画にあたる自主行動計画2025を4月に発表しました。

2) 「プラスチック資源循環促進法施行令案」等に関するパブリックコメント

・「プラスチック資源循環促進法」が昨年6月国会で成立後、3R推進団体連絡会がオブザーバーで参加し当推進協議会も毎回事前説明を受けるなど、「プラスチック使用製品廃棄物の一括回収・再商品化」及び「プラスチック使用製品設計指針」に関する課題を中心に検討、容リ協の活用には紙製容器包装を含む他素材への影響を防ぐため、「PETボトルを除く」と省令案に明記していただきました。

経済産業省・環境省による8月の第9回・第10回合同会議で審議、取りまとめられた「プラスチック資源循環促進法」施行に伴う施行令案等について11月にかけパブリックコメントが実施されました。パブコメの「基本的な方針」の告示案で、「再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え」と「紙」を明確に位置付けていただきました。

容リ法改正対策委員会にて討議の上、当推進協議会から5件、3R推進団体連絡会として3件意見を提出しました。

意見①：容リ協の活用等、容リ法に係わる部分の討議については、容リ制度見直しの合同審議会にて、より多くの特定事業者が参加できる形で審議を。

意見②：プラから再生可能資源である紙への代替は「基本的な方針」で明確に位置付けられましたが複合品のリサイクル等の課題解決には支援策やインセンティブを。

意見③：環境配慮設計は市場規制的な手法ではなく、自主的な取り組み、指針に。

意見④：役割分担は容リ法同様で変更が無いこと、容リ協の活用の変更はプラ事業に限定されることを

確認し、特定事業者の再商品化費用が増大することの無きよう適切な措置を講じ製品プラの再商品化費用の自治体負担を明確化することを要望。

意見⑤：選別一体化において、自治体の分別基準適合物とみなすまでの選別の役割分担は、それに応じた費用を自治体が負うことを明確にするとともに特定事業者の費用負担が増加しないこと等を容り協にて検証する責任と権限を与えることを要望。

3) 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の定款・再商品化業務規程の改訂

・容リ協の2020年度理事会で「プラスチック資源循環促進法」及び「施行令等」の施行に伴い容リ法の指定法人である容リ協活用には、容リ協にコンプライアンスの影響・費用負担を及ぼさないように定款等の改訂が必要であると主張、2021年10月の臨時理事会で審議の上、11月の臨時評議員会で定款を改訂し、更に再商品化業務規程を12月の定期理事会で審議の上、臨時評議員会で改訂しました。

4) 紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」再改訂

・前回の合同審議会で紙製容器包装の紙単体と複合品の区別表示を設定することを提言、「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」における分別排出の考えられる施策の例として、「紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである」と取り上げられており、次回容リ制度見直しに向け2020年11月の第2回理事会で改訂、「プラスチック資源循環促進法」及び施行令等に基づく内容を加味し第3回理事会（3月23日）で再改訂しました。

5) CLOMA（クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス）取り組み

・CLOMA Key action 5 の紙・セルロース素材の開発・利用におけるテーマ2の未利用の紙系廃棄物、複合素材廃棄物のリサイクルについての取り組みとして、浜松市で使用済のヨーグルトカップ、アイスクリームカップ、紙コップを回収対象とする「紙カップリサイクル」の検証テストを実施しました。

6) 中国の廃棄物輸入規制の動き

・紙製容器包装あるいは雑がみを含む「その他古紙」が2018年より中国への輸出が禁止となり、2021年1月から更に、段ボールをはじめとした古紙全般も輸出禁止となりました。古紙相場の混乱が懸念されましたが、当面は落ち着いています。

1-3. 紙製容器包装の調査活動

1) 新型コロナウィルス感染症拡大の影響

2) 市町村のヒアリング調査及び組成分析調査 <技術委員会>

・紙製容器包装の一部を古紙ルートで「雑がみ」として分別収集している神奈川県川崎市、秦野市、埼玉県さいたま市でヒアリング調査を実施し情報交換をしました。

3) 紙製容器包装のマテリアルフロー（2020年度）の作成 <技術委員会>

4) 市町村回収量アンケート調査 <総務委員会>

・市町村の回収量アンケート調査を人口10万人以上の295市区対象に実施、292市区より回答を得ました。ご協力いただいた市町村に調査集計報告と「3R改善事例集第15版」を送付、紙製容器包装の回収促進と、今後の調査への協力をお願いしました。

1-4. 3R推進のための広報・啓発 <総務委員会>

1) 「3R改善事例集第15版」の発行

2) 「エコプロ2021」出展（12月8日-10日）東京ビッグサイト

1-5. 3R推進団体連絡会における取り組み（自主行動計画と主体間連携の推進）

1) 自主行動計画フォローアップ報告（12月3日：経団連会館）

2) 主体間連携の推進

- ・「容器包装3R推進フォーラム」（1月25日：録画配信）
- ・3R推進市民リーダー育成プログラム：主幹事としてWeb併用にて、7月に自治体担当者向けの「容器包装の3Rと普及啓発に関する情報交換会」を1月に3R市民リーダーの「スキルアップ研修」を開催しました。
- ・展示会への出展：副幹事として「エコプロ2021」に出展
- ・消費者意識調査：2016年度に続き調査を実施、「3R」の認知度が更に低下。

1-6. 会員への情報提供

- 1) 紙推進協ニュース（No. 107～110）の発行やメールの発信
- 2) 「3R改善事例集第15版」を全会員に送付・ホームページの充実

1-7. 2021年度収支決算見込報告

- ・全体の収支計算見込としては、新型コロナウィルス感染症拡大の影響により、総会の懇親会や組成分析調査及び3R推進団体連絡会事業の意見交換会等を中止したこともあり黒字見込となりました。

2 2022年度活動計画ならびに収支予算案

2-1. 企画・運営 <運営幹事会>

当推進協議会の活動全体の企画・運営体制の強化及び理事会への提案について、立案・検討を行います。

2-2. 容器包装リサイクル制度の見直しに向けた取り組み <容り法改正対策委員会>

- 1) 自主行動計画2025のフォローアップ報告(2021年度実績)
 - ・第4次自主行動計画である自主行動計画2025（2021～2025年度）の初年度（2021年度）のフォローアップ報告を幹事長として経団連とともに12月に記者発表します。
- 2) 容り制度見直しに向け「提言」の実現に取り組む
 - ・経済産業省・環境省による合同審議会において取りまとめられた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」及び「プラスチック資源循環促進法」に対応して、当推進協議会の改訂した「提言」の実現に向けて取り組むとともに次回の容り制度見直しに向け審議会のヒアリングに対応できるよう意見交換を進めます。
- 3) 「プラスチック資源循環促進法」及び「施行令等」に対応する取り組み
 - ・4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」及び「施行令等」に対応し、容り協の活用にあたり役割分担・費用分担の見直しや特定事業者の費用負担増につながらないようにするため、容り協にコンプライアンスの影響や費用負担を及ぼさないように「定款」や「再商品化業務規程」の改訂を進めてきており、容りプラと製品プラを「一括回収」する「委託スキーム」や、市町村とリサイクル事業者で「一体選別」する「認定スキーム」の実施にあたり、製品プラの再商品化に関する業務規程等を整備し、2022年度に入札を申し込み、2023年度から開始となります。
- 4) CLOMAの取り組み
 - ・「プラスチック資源循環促進法」の「基本的な方針」の告示でプラスチックを「再生可能性の観点から再生プラスチックや再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え、」と「紙」について明確に位置付けられ、CLOMA（クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス）の取り組みとして、Key action 5の紙・セルロース素材の開発・利用におけるテーマ1で当推進協議会「提言」の紙識別マークの区分について討議、テーマ2の未利用の紙系廃棄物、複合素材廃棄物のリサイクルについて取り組みます。

2－3. 紙製容器包装の調査活動

- 1) 容リ法改正対策委員会委員会・総務・技術委員会活動報告のまとめ
- 2) 市町村のヒアリング調査及び組成分析調査 <技術委員会>
- 3) 紙製容器包装の軽量化実態調査(原単位) <技術委員会>
- 4) 紙製容器包装のマテリアルフロー(2021年度)の作成 <技術委員会>
- 5) 市町村回収量アンケート調査 <総務委員会>

2－4. 3R推進のための広報・啓発 <総務委員会>

- 1) 「3R改善事例集第16版」の発行
- 2) 展示会への出展
- 3) 会員への情報提供

2－5. 3R推進団体連絡会における取り組み(自主行動計画と主体間連携の推進)

本年度4月より3R推進団体連絡会幹事長に、前回の容リ制度見直しのおりの2015年度及び2018年度に続き3回目の就任となります。第4次自主行動計画である自主行動計画2025(2021~2025年度)の初年度(2021年度)の成果を12月経団連とフォローアップ報告として記者発表、容リ制度見直しに備えるとともに、3R推進団体連絡会としてまとめて取り組みます。

主体間の連携を推進するため①3R推進フォーラム、②3R交流セミナー、③3R市民リーダー育成、④「エコプロ2022」に出展等を実施します。

2－6. 2022年度予算案

2022年度に向け引き続き財政は大変厳しいが、容リ制度見直しの審議会が始まる想定し、新型コロナウィルス感染症拡大の影響を脱した予算の計上としています。

3 新会員募集／ご加入のお願いについて(継続)

当推進協議会は各業界団体・企業の並立したご協力により発足した経緯を説明し、新会員募集活動について御協力のお願いと会員候補の説明をしました。

4 2020年度紙製容器包装のマテリアルフローの作成

5 紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」の改訂<第1号議案>

前回の容器包装リサイクル制度の見直しが取りまとめられた2016年5月から5年を目途に見直しを開始するとされておりましたので、2020年11月17日の第2回理事会で紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」を改訂し、2021年5月13日の第1回理事会で更新、今理事会で、「プラスチック資源循環促進法」及び「施行令等」の公布を受けて、「基本的な方針」に「再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替え、」と「紙」について明確に位置付けられることやCLOMAのKey action 5紙・セルロース素材の開発・利用のテーマ①でリサイクルの観点から「紙製容器包装の識別マークの区分」のあり方について検討し、テーマ②の「未利用の紙系廃棄物、複合素材廃棄物のリサイクルについて」にて、複合紙製容器包装のリサイクルの推進について検討を進めていくこと等、それに係る部分を加味し改訂案を第1号議案として説明しました。

6 容リ制度見直しの関連動向・環境省の費用支出

・容リ協「令和3年度再商品化見通し等報告会」(2022年3月2日)について説明し、2020年度の容リ協の理事会で「プラスチック資源循環促進法」に係る指定法人である容リ協の活用には、容リ協にコンプライアンスの影響・費用負担を及ぼさないよう主張した経緯があり、環境省委託費(プラ新法対応)の「令和

「3年度プラスチック資源循環促進法施行に向けた課題検討業務」として約40百万円が支払われる見込であると確認したことを報告しました。

※日本容器包装リサイクル協会の令和3年度再商品化事業者説明会資料（紙製容器包装）

<https://www.jcptra.or.jp/recycle/explanation/tabcid/1070/index.php#kami>

紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」の改訂について承認をいただきました。また、活動報告、決算見込報告、活動計画、予算案等議題について異議無く了承されました。

[III] 容リ法関連動向、プラスチック資源循環促進法

2021年6月に容器包装リサイクル制度の見直しに関連する「プラスチック資源循環促進法」が成立しました。それに伴い産業構造審議会・中央環境審議会の合同会議で審議された施行令案等に関するパブリックコメントに、当推進協議会としても5件の意見表明を、3R推進団体連絡会としては3件の意見表明を行いました。本年1月19日には、「プラスチック資源循環促進法」に係る施行令等が公布され、4月1日から施行されます。

当推進協議会は、本年4月より3R推進団体連絡会の幹事長に、前回の容器包装リサイクル制度見直しの合同審議会のおりの2015年度及び2018年度に続いての就任となります。本年後半には容器包装リサイクル制度の見直しが始まる可能性もありますので、3R推進団体連絡会としてまとまって取り組んでまいります。

また、「プラスチック資源循環促進法」における我々が役員を務める容リ協の活用においては、「定款」や「再商品化業務規程」は改訂いたしましたが、製品プラに係る「業務規程」は未だに何もない状況ですので、運用で役割分担や費用分担の見直しにつながらないようチェックしていくたいと考えています。

推進協ニュース別添資料

- ・資料1 「令和3年度 再商品化見通し等報告会」（抜粋）
- ・資料2 「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」

2021年5月13日第1回理事会で更新した「提言」から数値の更新、文言の修正・追加したものは赤字としました。従来より赤字部分はそのままです。「プラスチック資源循環促進法」に係る部分として26,27ページは追加しました。

—以上—

令和3年度 再商品化見通し等報告会
次 第

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
日時：令和4年3月2日（水）
13:30～15:00
場所：WEB（オンライン）または
AP虎ノ門 会議室A

1. 開会

2. 挨拶

3. 報告事項

- (1) 令和3年度再商品化実績見通し（総括）について (資料1)
- (2) 令和3年度収支見通しについて (資料2-①、②)
- (3) 令和4年度再商品化事業者の落札結果について (資料3)
- (4) 任期満了に伴う事業委員会・総務企画委員会の委員長、委員の委嘱について (資料無し)
- (5) リチウムイオン電池発煙発火トラブル状況について (資料4)
- (6) その他
 - ①委員会の開催（5月下旬～6月上旬）について
 - ②参考資料について

4. 閉会

[参考資料]

- ・再商品化受託状況等（平成28～令和4年度） (参考資料1)
- ・令和4年度再商品化の実施に向けたスケジュール (参考資料2)

以上

令和3年度 再商品化実績見通し（総括）について

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
令和4年3月2日
* () 内は、前年度実績

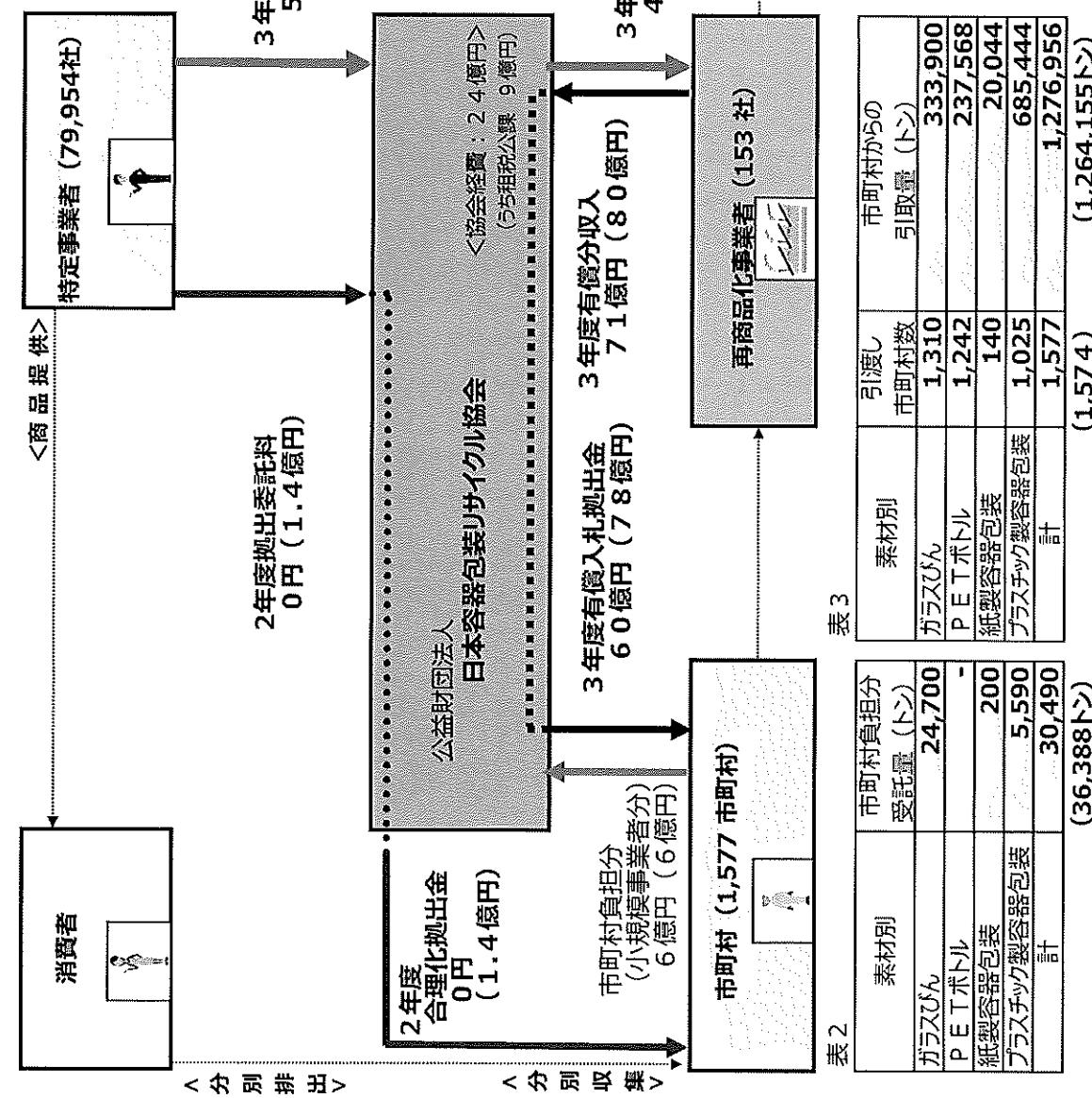


表1

素材別	特定事業者数	受託量(トン)
ガラスびん	2,954	347,961
PETボトル	1,130	211,812
紙製容器包装	66,365	33,923
プラスチック製容器包装	78,580	810,014
計	79,954	1,403,710
	(80,422社)	(1,491,765トン)

表5【再商品化委託料；精算前】

	再商品化 実施委託料※	精算額	精算率 (%)
ガラスびん	3,208	-487	-15.2%
PETボトル	1,050	-679	-64.7%
紙製容器包装	596	205	34.5%
プラスチック製容器包装	45,505	2,421	5.3%
計	50,358	1,460	2.9%

(※過年度遡及分を除く)

表3

素材別	引渡し 市町村数	市町村からの 引取量(トン)
ガラスびん	1,310	333,900
PETボトル	1,242	237,568
紙製容器包装	140	20,044
プラスチック製容器包装	1,025	683,444
計	1,577	1,276,956
	(1,574)	(1,264,155トン)
	(36,388トン)	(1,006,166)

表4

素材別	再商品化 事業者数	再商品化 販売量(トン)
ガラスびん	50	322,700
PETボトル	41	205,018
紙製容器包装	44	19,598
プラスチック製容器包装	37	458,850
計	153	1,006,166
	(152社)	(963,003トン)

注

販売状況見通しの詳細は次頁の通り

令和4年度再商品化事業の落札結果について

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

令和4年3月2日

令和4年度再商品化事業者の入札（ガラスびん、紙製容器包装およびプラスチック製容器包装の3素材）については、1月24日に入札を締め切り、1月26日に主務省の担当官立ち会いのもとに開札。2月14日に落札判定会議を実施し令和4年度の再商品化事業者を決定しました。2月16日に各入札事業者および各市町村に対し選定結果を通知しています。

また、PETボトル上期分については、2月1日に入札を締め切り、2月2日に主務省の担当官立ち会いのもとに開札。2月22日に落札判定会議を実施し令和4年度上期の再商品化事業者を決定しました。2月24日に各入札事業者および各市町村に対し選定結果を通知しています。

なお、令和4年度落札結果：速報値はホームページに掲載済みですが、令和4年3月末の当協会と再商品化事業者との契約締結までに変更となる場合がありますので、4月上旬に確定結果および詳細情報をホームページに掲載します。

以下の表中の単価および金額は、すべて消費税抜きで表示しています。

1. 各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量

素材／手法		加重平均落札単価（円／トン）			落札数量（トン）			
		令和4年度	令和3年度	前年度増減	令和4年度	令和3年度	前年度増減	構成比 (%)
ガラスびん	無色	6,980	6,450	530	102,786	105,757	-2,971	29.4%
	茶色	7,859	7,129	730	105,174	107,073	-1,899	30.1%
	その他の色	15,844	14,478	1,366	141,629	138,285	3,344	40.5%
	ガラスびん合計	10,836	9,819	1,017	349,589	351,115	-1,526	100.0%
P E Tボトル（上期）		-64,196	-7,923	-56,273	118,120	125,291	-7,171	—
紙製容器包装		-2,805	16	-2,821	20,135	21,280	-1,145	—
プラスチック製容器包装	材料リサイクル	60,483	60,816	-333	403,171	362,719	40,452	58.5%
	高炉還元剤化	41,257	40,992	265	33,890	37,496	-3,606	4.9%
	コークス炉化学原料化	49,246	53,427	-4,181	193,994	231,532	-37,538	28.1%
	ガス化	53,155	48,992	4,163	57,740	44,288	13,452	8.4%
	白色トレイ	65,067	63,701	1,366	360	360	0	—
	プラスチック合計	55,763	56,415	-652	689,155	676,395	12,760	100.0%

・令和3年度の単価・数量は前年度の落札時の数値です。

・表示している落札単価は、有償落札分と逆有償落札分の総合計の金額を落札量で除した加重平均値です。

・P E Tボトルについては、令和4年度は上期落札結果、令和3年度も上期の落札結果を表示しています。

・指定法人から再生処理事業者へ費用を支払ってリサイクルするものを「逆有償」、

逆にP E Tボトル等で再生処理事業者が指定法人に費用を支払うものを「有償」と表現しています。

2. P E Tボトル・紙製容器包装の有償および逆有償落札状況

素材		落札単価（円／トン）			落札数量（トン）			
		令和4年度	令和3年度	前年度増減	令和4年度	令和3年度	前年度増減	構成比 (%)
P E Tボトル（上期）	有償分	-66,340	-23,648	-42,692	116,552	96,069	20,483	98.7%
	逆有償分	95,147	43,774	51,373	1,568	29,222	-27,654	1.3%
	合計	-64,196	-7,923	-56,273	118,120	125,291	-7,171	100.0%
紙製容器包装	有償分	-7,292	-4,246	-3,046	14,365	14,703	-338	71.3%
	逆有償分	8,365	9,543	-1,178	5,770	6,577	-807	28.7%
	合計	-2,805	16	-2,821	20,135	21,280	-1,145	100.0%

・P E Tボトルについては、令和4年度は上期落札結果、令和3年度も上期の落札結果を表示しています。

令和3年度収支見込み(正味財産増減計算ベース)(案)

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	予算額	見込額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益 基本財産受取利息	0 0	0 0	0 0	国債運用なし
② 事業収益 再商品化受託料収益 (特定事業者・実施委託料)	56,326,893 46,892,138	58,587,491 50,874,229	△ 2,260,598 △ 3,982,091	うち過年度分: 515,768
再商品化受託料収益 (特定事業者・拠出委託料)	0	9,901	△ 9,901	今期拠出は発生せず全て過年度分
再商品化受託料収益 (市町村)	548,955	584,761	△ 35,806	市町村負担分の申込金額
再商品化委託収益 (有償入札分)	8,885,800	7,078,450	1,807,350	有償入札分内訳 ①PETボトル: 7,015,100 ②紙: 63,350
環境省委託費(プラ新法対応)	0	40,150	△ 40,150	「令和3年度プラスチック資源循環法施行に向けた課題検討業務」
経常収益計	56,326,893	58,587,491	△ 2,260,598	
(2) 経常費用				
① 事業費				
再商品化委託事業 (主な内訳)	55,988,215	56,854,296	△ 866,081	
ガラスびん再商品化委託料 PETボトル再商品化委託料 紙再商品化委託料 プラスチック再商品化委託料	3,415,478 953,700 121,000 41,271,630	3,740,000 1,716,510 63,710 42,980,000	△ 324,522 △ 762,810 57,290 △ 1,708,370	逆有償分のみ 逆有償分のみ
役員報酬 給与手当 設備等調査費 旅費交通費 コンピュータ処理料 再商品化業務システム改善費 商工会議所等委託費・研修費 申込書等印刷費・通信費 賃借料 租税公課 前年度未収金償却費 プラ新法課題検討委託事業費 市町村拠出支出(合理化拠出金) 市町村拠出支出(有償入札拠出金)	64,562 142,720 394,350 23,650 429,000 136,400 121,550 52,800 52,668 672,220 0 0 0 8,078,000	64,562 129,164 364,100 11,150 426,000 95,000 106,000 43,900 52,668 860,000 133,270 36,300 0 6,004,202	0 13,556 30,250 12,500 3,000 41,400 15,550 8,900 0 △ 187,780 △ 133,270 △ 36,300 0 2,073,798	通勤手当含む 通勤手当含む
普及及び啓発 業務内容に関する説明会等の開催 パンフレット等の作成及び配布	44,792 26,092 18,700	13,720 11,500 2,220	31,072 14,592 16,480	会議費、旅費、官報・広告掲載費
情報の収集及び提供 会報の発行等	36,300 36,300	27,200 27,200	9,100 9,100	会報発行等(4回)、HP運用、環境関連イベント
交流及び協力 国内外関係機関との交流及び協力	5,940 5,940	160 160	5,780 5,780	欧州視察中止
事業費計	56,075,247	56,895,376	△ 820,129	

(単位:千円)

科 目	予算額	見込額	増 減	備 考
②管理費				
役員報酬	33,238	33,238	0	通勤手当含む
給与手当	82,980	71,588	11,392	通勤手当含む
福利厚生費	43,542	39,508	4,034	法定福利費他
退職給付費用	20,806	23,464	△ 2,658	
旅費交通費	352	100	252	
会議費	1,208	1,200	8	理事会・評議員会開催費
什器備品費	484	0	484	
減価償却費	500	420	80	
消耗品費	1,320	600	720	
修繕費	440	100	340	
印刷製本費	4,400	2,800	1,600	
通信運搬費	2,420	2,400	20	
租税公課	200	20	180	
光熱水費	1,432	1,200	232	
賃借料	31,812	30,772	1,040	
涉外費	484	120	364	
諸謝金	10,120	9,500	620	弁護士・公認会計士等への謝金
保険料	1,300	1,200	100	役員賠償責任保険等
会費	660	1,300	△ 640	研修費含む
図書購入費	1,628	1,600	28	
倉庫保管料	3,960	3,600	360	
その他雑費等	8,360	7,200	1,160	室内清掃、銀行振込関連手数料等
管理費計	251,646	231,930	19,716	
経常費用計	56,326,893	57,127,306	△ 800,413	
当期経常増減額	0	1,460,185	△ 1,460,185	精算金額見込
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	62,639	62,616	23	
一般正味財産期末残高	62,639	62,616	23	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	120,285	120,285	0	
指定正味財産期末残高	120,285	120,285	0	
III 正味財産期末残高	182,924	182,901	23	

3. 各素材の落札概況

落札概況	
ガラスびん	<ol style="list-style-type: none"> 落札数量は前年度より1,526トン少ない349,589トンとなった。 落札単価は三色とも上昇し、ガラスびん合計で10,836円/トンとなり前年度より1,017円/トン高くなった。 有償入札は無く、逆有償分の見通し額合計（単価×数量）は約37億9千万円となる。 用途別には「びんの原料」用途の全体に占める割合は、70.9%となり、前年と比べ0.9%増加した。
P E Tボトル (上期)	<ol style="list-style-type: none"> 令和4年度年間申込量は214,725トンとなり、上期落札数量は、その約55%に相当する118,120トンとなった。 落札単価はマイナス64,196円／トンで、令和3年度（上期）より56,273円有償化が進んだ。 有償分落札数量は 116,552トン、有償比率は98.7%となり、令和3年度（上期）（96,069トン、76.7%）より増加した。 逆有償分落札数量は1,568トン、逆有償比率は1.3%となり、令和3年度（上期）（29,222トン、23.3%）より減少した。
紙製容器包装	<ol style="list-style-type: none"> 落札数量は20,135トンとなり、前年度より1,145トン減少した。 落札単価は有償分がマイナス3,046円／トン有償化、逆有償分が1,178円／トン落札価格が下がり、合計では前年度より2,821円／トン有償化が進み、マイナス2,805円／トンとなった。 有償分落札数量は前年より338トン減少して14,365トン(71.3%)となった。 逆有償分落札数量は前年より807トン減少して5,770トン(28.7%)となった。
プラスチック製 容器包装	<ol style="list-style-type: none"> 落札数量は前年度より12,760トン多い689,155トンになった。 昨年同様、材料リサイクルの優先枠は入札可能量の50%とした。 材料リサイクル落札量は全体の58.5%となり前年度（53.7%）に比べ4.8%増加した。 落札単価は前年比1.2%（652円）減少し、55,763円／トンとなった。材料リサイクル、コークス炉化学原料化で落札価格は下落したが、高炉還元剤化、ガス化で落札価格が上昇し全体として微減に留まった。

2022.3.23.改訂

紙製容器包装の 「容器包装リサイクル制度の 見直しに向けた提言」

紙製容器包装リサイクル推進協議会

1

紙製容器包装とは

商品の容器や包装で、主として紙製のもの。

紙箱、包装紙、紙袋等が代表的なものです。

容器包装リサイクル法では、家庭から排出されたものをリサイクルの対象としています。

ただし、段ボールやアルミ不使用飲料用紙容器(牛乳パック等)は紙製容器包装の対象外です。

紙製容器包装には、**紙識別マーク**を付けることが義務付けられています。

【紙製容器包装の事例】



*紙製容器包装リサイクル推進協議会

当推進協議会は容器包装リサイクル法の趣旨に基づきその他の紙製容器包装の3R推進を目的として、関連する業界団体及び事業者によって1998年2月に設立された任意団体です。

2

紙製容器包装のリサイクル(容リルート+古紙ルート)

紙製容器包装は、2つのリサイクルルートで資源化されています。

1 「紙製容器包装」として分別収集するルート(容リルート)

市町村で紙製容器包装の識別マークがついたものを対象に集めます。

収集されたものの再商品化(リサイクル)は、特定事業者(容器包装製造利用事業者)が指定法人(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)に委託して行われます。主に製紙原料として利用され、製紙原料に向かないものは固体燃料(RPF)等として利用されます。

2 「古紙」として分別収集するルート(古紙ルート)

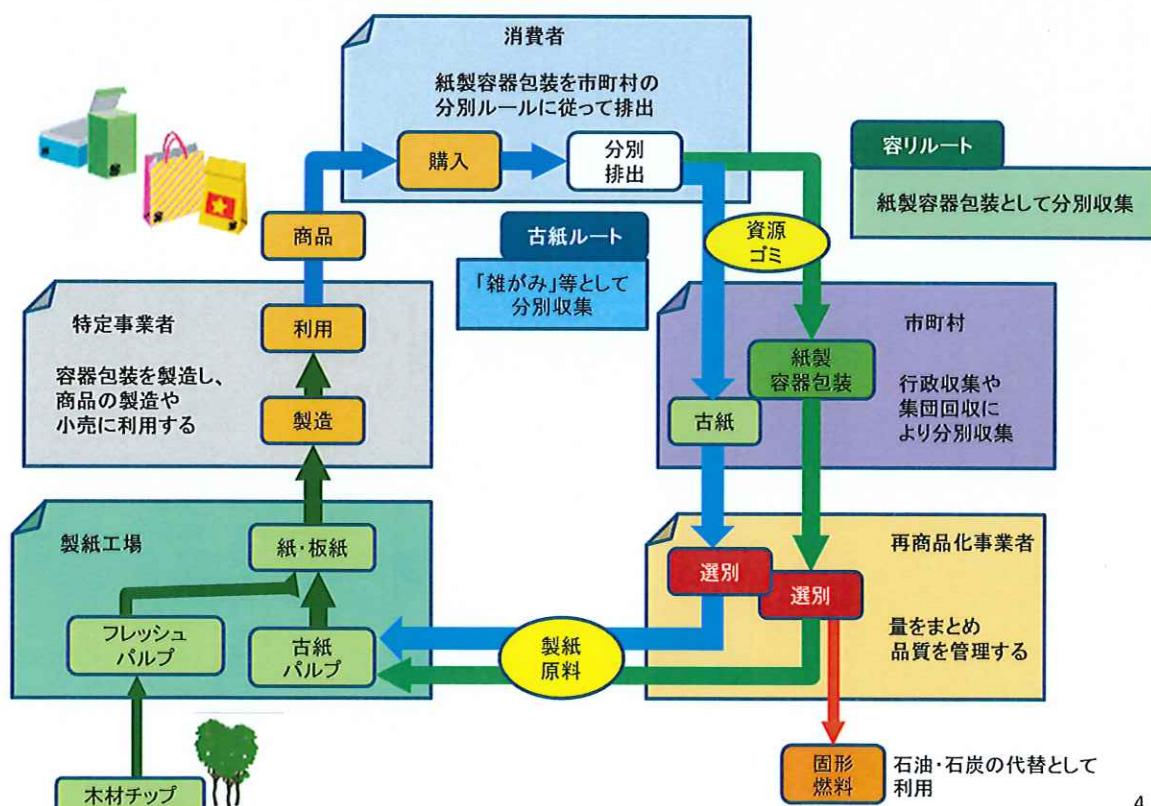
市町村で従来からの古紙(新聞・雑誌・段ボール等)の回収ルートを利用して主に製紙原料に向く紙製容器包装を集め、製紙原料に向かないプラスチックとの複合品や匂いのついた箱等が回収対象から除かれます。

紙製容器包装は、「雑がみ」「その他の紙」などの分類で、紙小物類(パンフレット、コピー紙、封筒等)との混合で回収されます。

3

紙製容器包装のリサイクルフロー

容リルート、古紙ルートにより資源化

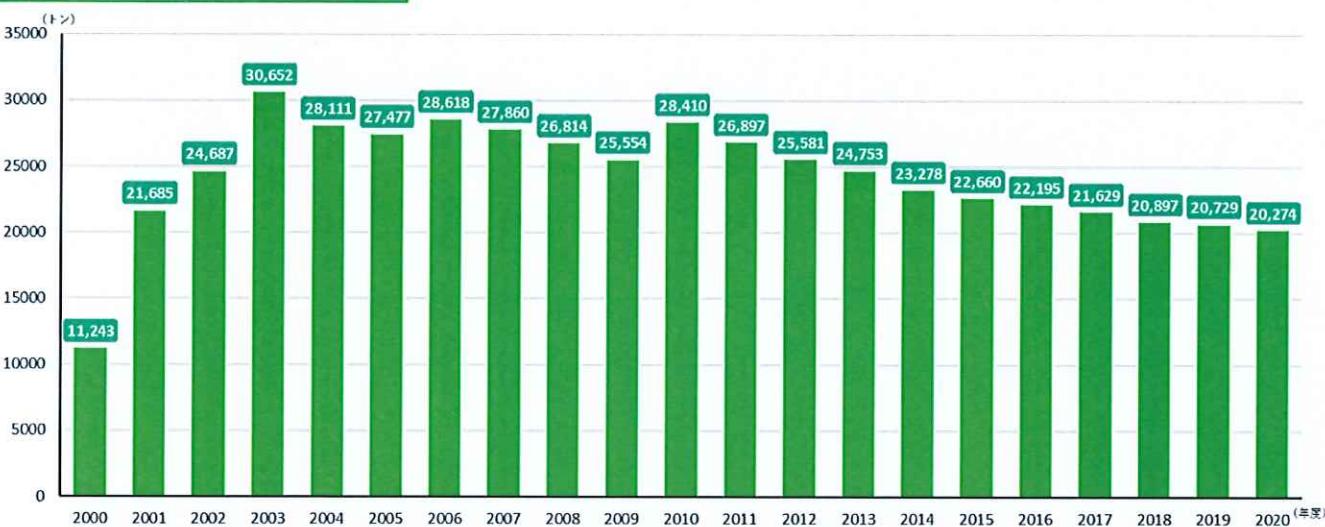


4

紙製容器包装のリサイクル(容リルート)

市町村からの分別基準適合物の引取状況

紙製容器包装引取量(t)



回収量は2003年度まで増加しましたが、約3万トンをピークに、2万トン近くまで減少傾向が続いています。2005年度に古紙の主要銘柄として「雑がみ」が設けされました。

* 紙製容器包装は、「雑がみ」分類で紙小物類(パンフレット、コピー紙、封筒等)と一緒に古紙ルートで回収されるようになりました。

5

出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会

紙製容器包装のリサイクル(容リルート)

再商品化製品販売量(年次実績) 紙製容器包装

■回収された紙製容器包装は高効率で商品化されています。

市町村からの引取量の約98%が再商品化製品として販売

■再商品化製品の内訳(2020年度)

製紙原料94.5%、製紙原料以外の材料リサイクル0.8%、 固形燃料 4.7%

再商品化製品販売実績の経年推移

■ 製紙原料 ■ 他の材料リサイクル ■ 固形燃料



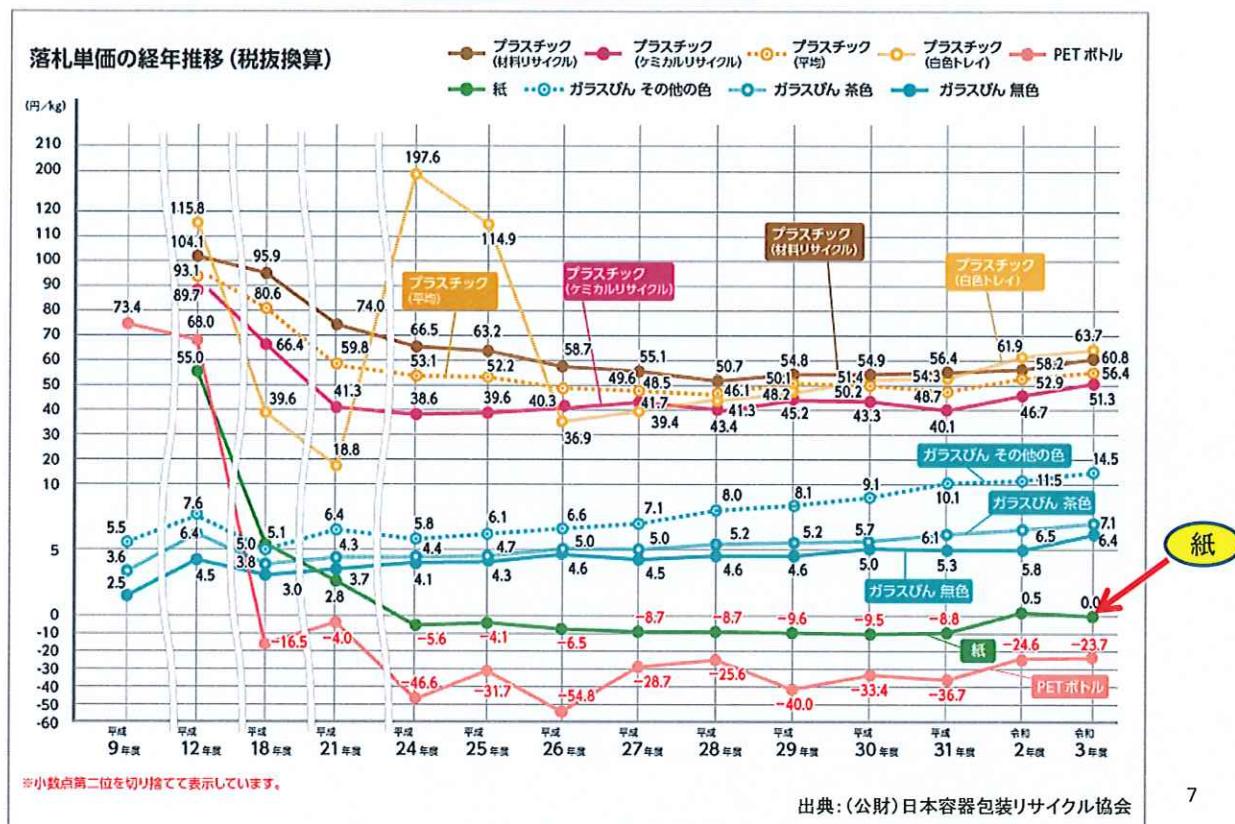
6

出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会

紙製容器包装のリサイクル(容リルート)

再生処理事業者による落札単価(加重平均)の経年推移

■紙製容器包装は、2010年度(H22年度)より有償化となりました。



紙製容器包装のリサイクル(容リルート+古紙ルート)

1 回収量調査

「家庭から排出される紙製容器包装の回収方法・回収量」アンケート調査

調査目的:市町村で回収している紙製容器包装の回収方法・回収量の調査

調査対象:人口約10万人程度以上の295市区アンケート調査し292市区回答

調査内容

行政収集及び集団回収における

- ① 紙製容器包装単独回収での紙製容器包装回収量(容リルート含む)
- ② 「雑がみ」「雑誌・雑がみ」等で紙製容器包装と他の紙類と一緒に回収している混合回収量

* 混合回収量中の紙製容器包装の量は、当推進協議会の組成分析
調査結果からの紙製容器包装の構成比を用いて算出しています。

2 全国回収量の算出

(日本全国人口÷回収量調査対象市区の合計人口) × アンケート調査回収量
により拡大推計し算出

回収量アンケート調査における人口カバー率は約72%

紙製容器包装のリデュースの推進

紙製容器包装の削減率<自主行動計画2020(2016~2020年度)目標14%>

- ・紙製容器包装に使用される紙・板紙の国内出荷量の基準年度(2004年度)比の削減率
- ・2020年度は新型コロナウィルス感染症の影響もあり、出荷量は減少 ()内前年度

■2020年度の基準年度(2004年度)比削減量 493,804トン(274,863トン)

自主行動計画をスタートした2006年度からの累積削減量 2,849,347トン

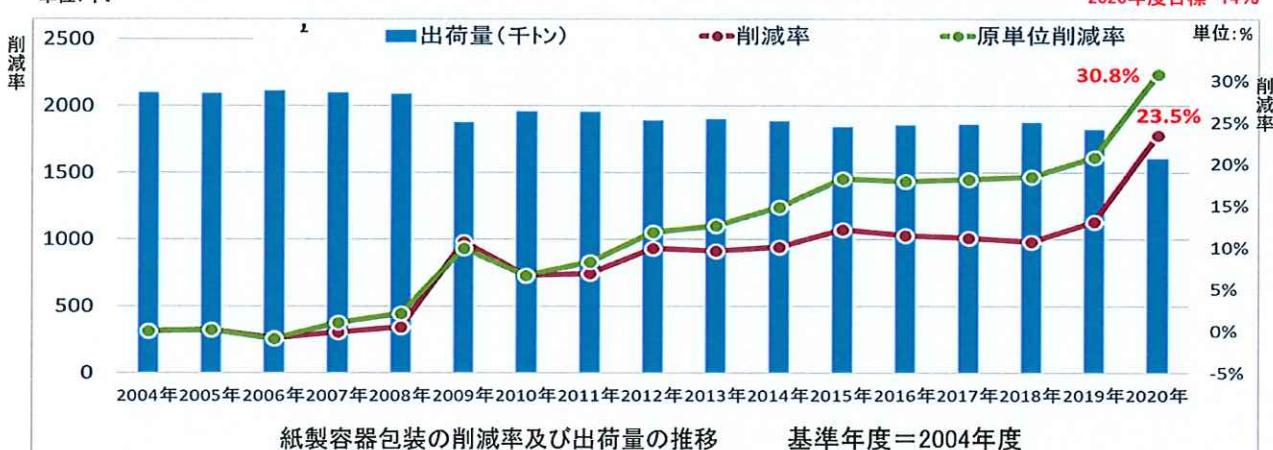
■2020年度の基準年度(2004年度)比削減率 23.5%(13.1%)

売上高※1を原単位とした基準年度(2004年度)比削減率 30.8%(20.8%)

※1 売上高:経産省商業動態統計より 売上高=小売業計-自動車-機械器具-燃料

単位:千t

2020年度目標 14%



9

紙製容器包装の回収量(容リルート+古紙ルート)

紙製容器包装の回収率<自主行動計画2020(2016~2020年度)目標28%>

- ・2006年度実績の調査以来、回収率は増加傾向。2009年度より集団回収量を計上。
- ・2020年度は新型コロナウィルス感染症の影響もあり、回収率は減少 ()内前年度

■2020年度紙製容器包装の回収量 165,816トン(175,649トン)

内訳)行政収集122,036トン(126,838トン)、集団回収43,780トン(48,811トン)

■2020年度回収率 25.1%(26.6%)

内訳)行政収集18.5%(19.2%) 集団回収6.6%(7.4%)

紙製容器包装回収量

回収率



10

紙製容器包装リサイクル推進協議会データ

紙製容器包装の自主行動計画2025数値目標

紙製容器包装の第4次自主行動計画(2021~2025年度)にあたる
自主行動計画2025の数値目標を2021年4月に発表

■紙製容器包装のリデュースの推進

- ・紙製容器包装に使用される紙・板紙の国内出荷量の基準年度(2004年度)比のリデュース率

2025年度の基準年度(2004年度)比リデュース率

15.0%

※売上高を原単位としたリデュース率も引き続き指標として確認していきます

(売上高 : 経産省商業動態統計より 売上高 = 小売業計 - 自動車 - 機械器具 - 燃料)

■紙製容器包装のリサイクルの推進

- ・紙製容器包装の行政収集及び集団回収合計の回収率

2025年度の行政収集及び集団回収合計の回収率

28.0%

※新型コロナウィルス感染症拡大の影響や中国の古紙全般の2021年より輸入禁止の影響による古紙相場の動向により回収率の低下が懸念されています

11

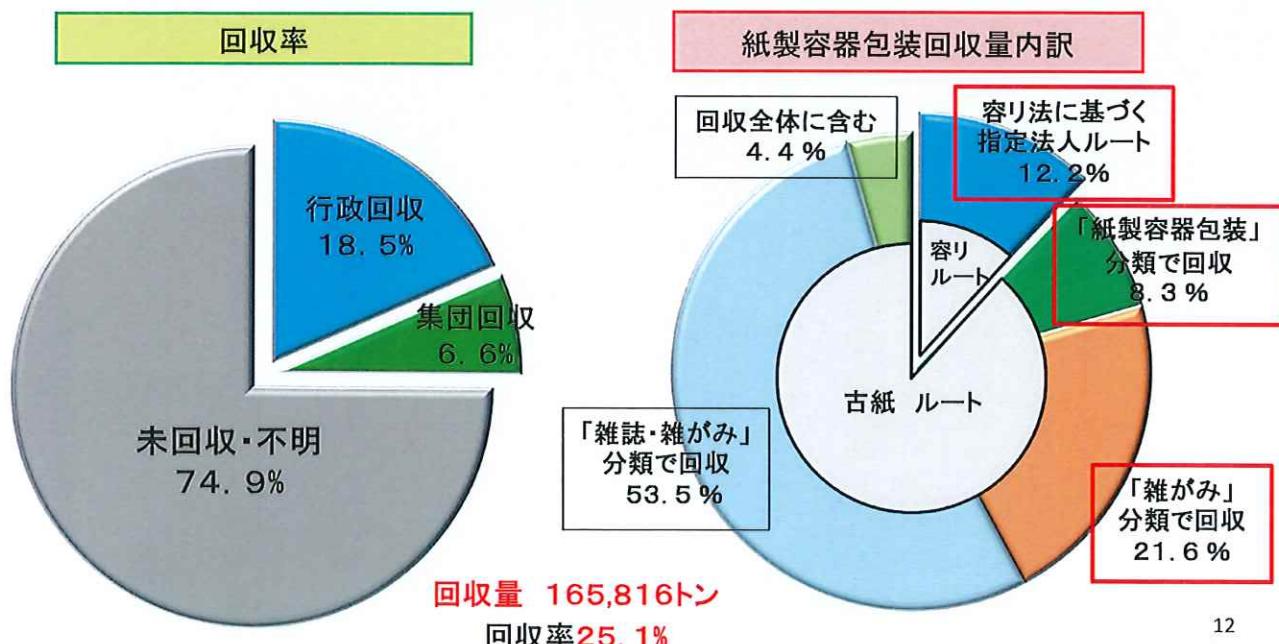
紙製容器包装の回収量内訳(容リルート+古紙ルート)

紙製容器包装の回収量内訳(2020年度実績:165,816トン、回収率25.1%)

・容リルート回収量 20,274トン、回収率 3.1% (回収量の内訳約12.2%)

古紙ルート回収量 145,542トン、回収率22.0% (回収量の内訳約87.8%)

・古紙ルート内訳:混合回収約79.5% (「雑誌・雑がみ」53.5%,「雑がみ」21.6%,回収全体に含む4.4%)
「紙製容器包装」分類での単独回収は約8.3%、合計87.8%



12

紙製容器包装リサイクル推進協議会データ

紙製容器包装の 「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」

はじめに

改正容器包装リサイクル法において、容器包装廃棄物の排出抑制の推進、質の高い分別収集・再商品化費用の効率化推進に対する施策が実施されました。併せて我々事業者は、2006年3月に2010年度を目標年度とした「事業者による3R推進に向けた自主行動計画」を発表、紙製容器包装の薄肉化、軽量化、小型化等の包装材削減によりリデュースを推進、また、分別収集のしやすさ及び再商品化のしやすさ等によりリサイクルを推進、2015年度を目標年度とした「第2次自主行動計画」でも、続いて、削減率及び回収率の目標を達成。2020年度を目標年度とした「第3次自主行動計画」である「自主行動計画2020」では、削減率23.5%で目標14%を達成しましたが、回収率は25.1%で目標の28%は未達となり、2025年度を目標年度とした第4次自主行動計画である「自主行動計画2025」を2021年4月発表、数値目標は削減率15%、回収率28%としました。紙製容器包装の収集においては、主に2000年より開始された容器包装リサイクル法に基づいた指定法人ルート(以下「容リルート」という)及び従来から実施されている古紙のリサイクルルート(以下「古紙ルート」という)の二つのルートがあります。両ルートの併用により回収率は増加しており、紙製容器包装の収集に一定の成果が現れています。

容リルートでの紙製容器包装の回収量実績は、2000年度の1.1万トンから2003年度の約3万トンをピークに、2020年度実績は回収量2.0万トン(回収率3.1%)と減少傾向が続いています。13

古紙ルートでは、2005年に古紙の主要銘柄として「雑がみ」が設けられて以来、紙小物類(パンフレット、コピー紙、封筒等)と混合して紙製容器包装を収集している市町村が増加しました。この結果、「雑がみ」、「雑誌・雑がみ」分類で紙製容器包装が資源物として収集され、古紙ルートでの紙製容器包装の2020年度の回収量は約14.6万トン(回収22.0%)となりました(当推進協議会データ)。

ただし、古紙ルートでは市町村は紙製容器包装を製紙原料として収集していますが、古紙取引状況により紙製容器包装が逆有償になり資源物として収集されない場合が想定されること及び製紙原料に向かない複合紙製容器包装が収集されていないことが懸念されています。

容リルートではこの古紙ルートの状況に対応できることから、紙製容器包装の安定的収集には容リルートも有効であると考えます。

当推進協議会は容リルート、古紙ルートを併用して、紙製容器包装の回収量の増大を図るために以下のとおり提言します。

1. 紙製容器包装の収集・リサイクルの推進

提言1 紙製容器包装を収集する市町村の拡大を要望します

容リルート「紙製容器包装」分類での収集及び古紙ルート「雑がみ」分類での収集を実施する市町村の拡大を要望します。

紙製容器包装の収集は、2000年に完全施行となった容リルートと従来の古紙ルートが併用されており、紙製容器包装を効率よく収集するのに効果的であると考えています。しかしながら、紙製容器包装の収集においては、容リルート及び古紙ルートの合計で回収量165,816トン、回収率25.1%(2020年度実績当推進協議会データ)となっています。

紙製容器包装は、容リルートでは「紙製容器包装」分類で、古紙ルートでは「雑がみ」「雑誌・雑がみ」分類で収集されています。

15

古紙ルートでは、紙製容器包装単独ではなく、他の紙との混合で収集されているため、一般消費者に紙製容器包装を意識してもらうには、紙製容器包装の含有量が多い分類が有効と考えています。

当推進協議会では、古紙ルート(行政収集、集団回収)での組成分析調査において、「雑がみ」分類では紙製容器包装が約40%含まれ、「雑誌・雑がみ」分類では約10%含まれるという結果を得ています。したがって古紙ルートでは、「雑がみ」分類で収集することが紙製容器包装の収集には有効です。

しかし、当推進協議会のアンケート調査(人口10万人程度以上292市区:2020年度調査)においては、「雑がみ」分類での収集市区数は調査市区数の14.7%であり、2020年度の容リルート「紙製容器包装」の実施市町村数は全市町村数の7.9%と、両ルートともに実施市町村数が十分とは言えない状況にあります。

したがって、容リルート「紙製容器包装」分類での収集及び古紙ルート「雑がみ」分類での、いざれかによる収集を実施する市町村の拡大を要望します。

16

提言2 紙単体紙製容器包装と複合紙製容器包装の区別表示の設定を提言します

古紙ルート「雑がみ」分類で収集を実施する市町村の拡大及び紙製容器包装の回収量拡大のために、紙単体紙製容器包装(以下「紙単体」という)と複合紙製容器包装(以下「複合品」という)の区別表示の設定を提言します。

古紙ルート「雑がみ」分類では、紙識別マーク付容器包装を全て回収しておらず、紙識別マークは紙製容器包装の収集に用いられていません。区別表示の設定は、表示と収集品の整合性を図ることであり、以下の効果が期待できます。

17

1)市民の分別出しやすさの向上

古紙ルートにおいて、紙製容器包装の紙単体と複合品に同じ紙識別マークがついているため、市民は、どの紙製容器包装が収集対象に相当するのかがわかりにくく、分別排出が難しい。そのため、家庭から排出される紙製容器包装の多くはごみとして排出されていると推察しています(家庭から排出される紙製容器包装の約74.9%がごみとして排出:当推進協議会推定)。市町村が収集対象としている紙単体と対象外の複合品に区別表示を設定することで、市民が、対象の紙製容器包装を分別出しやすくなり市町村が紙製容器包装を資源物として分別収集する効率の向上が期待されます。

2)「雑がみ」の品質向上

古紙ルート「雑がみ」分類では、製紙原料向けの紙単体(紙箱、紙袋、包装紙等)を主に収集し、複合品は対象外としているが、現在の紙識別マークは紙単体、複合品両方についているため、混入が起こりやすいことも課題となっています。

したがって、本区別表示の設定を行うことにより収集対象外のものの混入を防止できることから、「雑がみ」の品質が向上することで、「雑がみ」収集を実施する市町村が拡大し、紙製容器包装の回収量の拡大が期待されます。

18

提言3 複合品の収集・リサイクルの推進を提言します

複合品も、家庭から排出される容り法対象の紙製容器包装の約16%(約11万トン:当推進協議会調査)を占めており、固形燃料等の有効なリサイクル資源であるため、**収集・リサイクルの推進を提言します。**

古紙ルートでは、製紙原料向けとして紙単体の紙製容器包装を主として収集しており、原則として複合品は収集されていません。

複合品とは

複合品とは、防水加工された紙、プラスチックフィルムやアルミ箔等を貼り合わせた紙、金・銀等の金属が箔押しされた紙等を使用した紙製容器包装であり、古紙ルート「雑がみ」の分別排出基準では、製紙原料不適合品とされています。(紙コップ、カップ麺・ヨーグルト等の紙容器、紙蓋材、**アルミ付の酒パック・飲料用紙パック等)**

※複合品は汚れて排出されるものを含めると約20万トン程度と推定しています。

19

複合品の再商品化

容リルートにおいては古紙ルートでの収集対象外である複合品も、RPF等の固形燃料や製紙原料として再商品化されており、複合品も有効な資源として利用されています。

事業者としては、複合品を収集しやすくするために、複合品としてのマークを付すことにより収集推進を支援していきます。

したがって、複合品も有効なリサイクル資源であるため、**収集・リサイクルの推進を提言します。**

複合品再商品化の自主的取り組み

尚、アルミを使用しない飲料用紙パック(牛乳パック等)と遜色なく製紙原料になる複合品(アルミ付の酒パック・飲料用紙パック等)については、事業者の自主的取り組みにより製紙原料へのリサイクルを行っています。

当推進協議会は、複合品の製紙原料へのリサイクル推進を研究・支援する所存です。

プラスチック資源循環促進法及び施行令等

プラスチックから再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替えと「基本的な方針」として告示されており、複合品への代替が想定されますので、益々、複合品の収集・リサイクルの推進が求められます。

20

提言4 紙製容器包装の収集拡大のための啓発を要望します

紙製容器包装(あるいは雑がみ)の収集を実施する市町村を拡大するために、紙製容器包装が有効な資源であることを市町村に啓発することを要望します。

古紙ルートでは、紙製容器包装は「雑がみ」等の分類により他の紙類と混合で収集されているため、一般市民に紙製容器包装が収集対象になっており、有効な資源であることの認知が得られにくいため、当推進協議会では、紙製容器包装の分別収集・リサイクルに関するパンフレット・パネルを作成して、市町村に配布又は貸与し、紙製容器包装のリサイクル啓発の一助としてきました。

今後、当推進協議会は、古紙再生促進センター及び関係諸団体と連携して啓発に努めていく所存です。

しかしながら、紙製容器包装を収集していない市町村もあるため、紙製容器包装の収集・資源化を市町村に啓発することを要望します。

提言5 今後の制度見直し

紙製容器包装全体のリサイクルシステムのあるべき姿の研究を進めます。

容リルート、古紙ルートにとらわれず、紙製容器包装全体の回収率向上を含め、リサイクルシステムのあるべき姿について検討することが必要と考えます。

21

2. 容器包装3R制度全体のあり方について

提言6 三者の役割分担を維持し取り組みの深化を図ります

容器包装リサイクル法における、**市民**・市町村・事業者の役割分担は維持すべきです。

市民が分別排出し、市町村が収集し再商品化事業者に引渡し、そのリサイクル費用を事業者が負担するという明確な役割分担が機能しており、分別収集、再商品化により家庭から排出される容器包装廃棄物が減少しているという結果となって現われています。

したがって、今後とも三者の役割分担を維持しつつ、各主体の取り組みの深化を図ることが目指すべき方向と考えます。

提言7 主体間連携の強化を図ります

合同審議会において「主体間連携の推進」の重要性が示され、事業者においては、3R推進団体連絡会の自主行動計画に基づく取り組み等、様々に展開しているところです。

しかしながら、事業者の取り組みのみでは一定の限界があるため、より一層の連携を強化することが必要と考えます。

22

紙単体紙製容器包装と複合紙製容器包装の識別マークの区別表示

<区別表示に関する関係者の意見>

関係者(自治体、古紙問屋、製紙メーカー、NPO、有識者、事業者)から、区別表示に対して、以下の意見が出されています。

現状の紙識別マークは、容リルートを選択している自治体にとっては十分に機能していますが、古紙ルートでの回収を実施している自治体、雑がみの回収を行っている自治体の市民には混乱を与えています。

このため、現状の容リルートとの融和を図りながら一般市民にとって利用しやすい紙識別マークのあり方を検討していく必要があります。

紙識別マークの変更については、製紙原料に向くもの(紙単体)とそうでないもの(複合品)に区分する方策が有効です。

参考:経済産業省紙業服飾品課「雑誌・雑がみに関する調査委員会」2012年11月~2013年2月 識別マーク検討WG抜粋

このため、「紙製容器包装の市民にとってわかりやすく、分別し易いマーク」の制定に関する議論を前回の合同審議会にて進めていただきたいと要望しました。

23

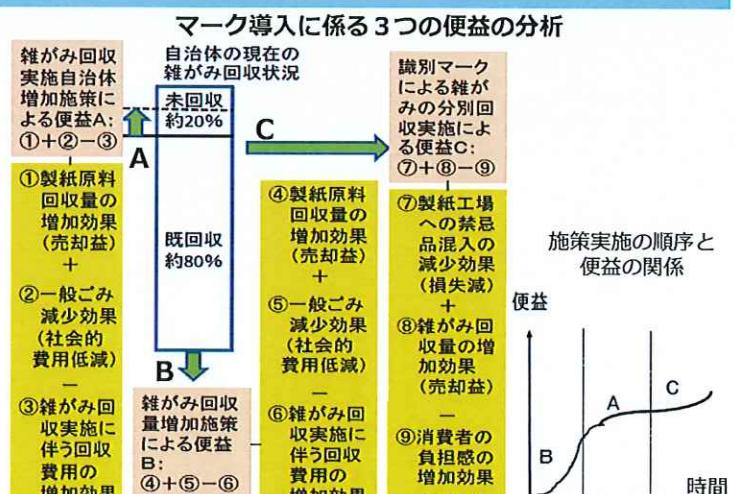
紙製容器包装の識別マークについて

～我が国の古紙リサイクルシステムの課題とその対応に関する調査報告書（2016年3月）～

- 紙製容器包装の新たな識別マークについて、製紙事業者、印刷事業者、自治体等を交えて検討。
- 古紙回収施策とその便益（効果）を踏まえ施策実施の順序を検討。B.雑がみ回収量増加施策を先行的に実施、次いでA.雑がみ回収自治体増加施策、一定の便益を享受した後に、C.識別マークによる雑がみの回収・複合品の分別排出促進施策を実施する。

我が国の古紙リサイクルシステムの課題とその対応に関する調査委員会
委員名簿
(敬称略、順不同)

委員	氏名	所属
渡邉 政 基	経済産業省製造産業局紙業服飾品課長（委員長）	
刈馬 玄	北区生活環境部リサイクル推進課リサイクル生活係 係長	
岩崎 都 泰	東京都市ごみ減量推進課係長	
岩部 正 志	神奈川県相模原市資源循環部資源循環推進課 課長	
松本 千 秋	王子エコマテリアル株式会社古紙調達部 副部長	
浅部 司	王子製紙株式会社生産技術本部生産技術部 部長	
井山 岳 夫	日本製紙株式会社原材料本部古紙調達部 部長代理	
田中 裕 之	日本製紙株式会社技術本部生産部 主席技術調査役	
森 塚 伸	レンゴー株式会社資材部門資材部 執行役員資材部長	
島 洋 介	レンゴー株式会社製紙部門生産本部 生産本部長	
佐藤 潤	大王製紙株式会社資源・資材本部 資源部長代理	
玉城 道 彦	大王製紙株式会社技術開発部 部長	
中村 信 树	九喜製紙株式会社 廉販部長	
佐野 仁	コアレックス信栄株式会社 常務執行役員	
栗原 正 雄	栗原紙株式会社 代表取締役社長	
大久保 信 隆	株式会社大久保 代表取締役社長	
西本 義 稔	株式会社富澤 相談役	
高野 昌 明	日本再生資源事業協同組合連合会 事務委員長	
井原 信 之	丸紅ペーパーリサイクル株式会社 代表取締役社長	
城谷 誠	日本紙パルプ商事株式会社 執行役員	
國弘 武 桐	大日本印刷株式会社包装事業部第3営業本部シニアエキスパート	
横松 正 浩	凸版印刷株式会社生活・産業本部販売戦略本部事業企画部環境ビジネスチーム担当部長	
渡邊 愛一郎	一般財團法人食品産業センター技術環境部 次長	
木村 重 周	公益財團法人古紙再生促進センター専務理事	
川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事	
平井 成 子	全国牛乳パックの再利用を考える連絡会 代表	
鬼沢 良子	持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長	



容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書

1. 分別排出<考えられる施策の例>2016年5月31日第18回合同会合

市民に分かりやすいプラスチック製容器包装の識別表示や紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである。

2. 国が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討

以下について、国が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討する。検討結果は、合同会合等に報告又は必要に応じて合同会合等において検討する。

市民に分かりやすい識別表示の工夫

25

CLOMA(クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス)の取り組み

2019年6月に開催されたG20大阪サミットに向けて、「プラスチック資源循環戦略」が決定され、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が首脳間で共有されました。

「プラスチック資源循環戦略」の具体化に向け、経済産業省のCLOMAに参加

紙製容器包装(約66万トン)の約16%、汚れて排出されるものを含めると約20万トンを占める複合紙製容器包装の大部分は紙とプラスチックとの複合品です。「プラスチック資源循環戦略」の具体化に向け紙製容器包装に係る部分もあり、経済産業省のCLOMAに2020年2月より参加。

Key action 5 :紙・セルロース素材の開発・利用

テーマ② 未利用の紙系廃棄物、複合素材廃棄物のリサイクルについて

CLOMAでは、「プラスチック資源循環戦略」の紙に係る課題は主にKey action 5で討議されており、テーマ①でリサイクルの観点から「紙製容器包装の識別マークの区分」のあり方にについて検討、テーマ②の「未利用の紙系廃棄物、複合素材廃棄物のリサイクルについて」の中で、複合品のリサイクルの推進について検討します。

26

プラスチック資源循環促進法及び施行令等

「プラスチック資源循環促進法」が2021年6月全会一致で成立、

「施行令等」が2022年1月公布、2022年4月施行

容リ協を活用して、容リプラと製品プラをプラスチック資源として一括回収する「委託スキーム」及び自治体の分別基準適合物とみなすまでの選別と特定事業者の再商品化のための選別の中間処理工程の一体化・合理化をはかる「認定スキーム」を導入。容リ協の位置付けが大きく変わるため「定款」及び「再商品化業務規程」を改訂。

プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針 告示第二号

1. プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向

必要不可欠な使用については、技術水準、安全性、機能性、経済的な状況等にも配慮しつつ、より持続可能性が高まるることを前提に再生可能性の観点から再生プラスチックや再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替え、徹底したリサイクルを実施し、…

プラスチック使用製品設計指針 告示第一号

(2) 材料 ①プラスチック以外の素材への代替

27

紙製容器包装の 「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた 提言」

完

ご清聴ありがとうございました。

28